

令和7年度　さいたま市立上木崎小学校いじめ防止対策基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が笑顔で明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団を作るため、「さいたま市立上木崎小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び、人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認した時は、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

「さいたま市立上木崎小学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が、笑顔で明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは決して許されない」という認識をもつ。
- 2 いじめられている児童を最後まで守り抜く。
- 3 いじめに対して、学校が一丸となり組織的に対応する。
- 4 児童と児童、児童と教職員の間に、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 5 いじめの早期発見、早期対応に努める。
- 6 いじめの問題について、保護者・地域・関係機関と連携を深める。
- 7 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 8 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 9 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 10 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育・国際教育・人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童自身が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ防止対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校内の協力体制の整備はもとより、外部の専門家の協力を得るとともに、学校、家庭、地域を結ぶ組織として構成する。
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、PTA副会長、主任児童委員、青少年育成会代表、自治会代表、学校評議員
※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者など構成委員以外の関係者を招集し、対応する。
- (3) 開催：
 - ア 定例会（6月、11月、2月開催）
 - イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて開催）
 - ウ 臨時部会
（ケース会議とし、校長が必要と判断した場合に必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容：学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。
 - ア 【未然防止】
 - ・いじめの早期発見のため、いじめが起きにくい・許さない環境づくりを行う。
 - ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。
 - ・個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
 - イ 【早期発見・事前対応】
 - ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
 - ・いじめの早期発見・事前対応のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
 - ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
 - ウ 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】
 - ・学校いじめ基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
 - ・学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む）

2 子どもいじめ防止対策委員会

- (1) 目的：いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：児童会長、児童会副会長、児童会書記、児童会役員、代表委員、各委員会委員長11名
- (3) 開催：夏季休業中の「さいたま市 ストップ いじめ 子どもサミット」への参加及び話し合い内容の伝達・自校における推進
- (4) 内容：

- ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
- イ 話し合いの結果を学校に提言する。
- ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 道德教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道德教育に資する学習の充実に努め、道德教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道德の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道德の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」に、「2 主としてほかの人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・ 児童啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・ 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・ 校長等による講話
 - ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・ 学校だよりやPTA広報紙による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気のでる話の聴き方・相手が元気の出ない話の聴き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人との関わる際に必要になるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団作りに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団作りに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

- 授業の実施：全学年

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 「携帯・インターネット安全教室」の実施：6月

6 異学年交流活動

- なかよしグループ活動など児童会や高学年を中心とした異学年交流により、「人とかかわる」喜びを感じ、年長者が主体的に取り組む中で、自己有用感、自己肯定感を高め、同学年、異学年における

絆づくりや居場所づくりを行い、いじめの未然防止に努める。

○ 「なかよしグループ」活動の実施：6月、9月、1月、2月

7 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

Ⅵ いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

○ 早期発見のポイント

- ・児童の些細な変化に気づくこと。
- ・気づいた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) スクールダッシュボードの活用：児童が登校してすぐに、一人一台端末上のスクールダッシュボードに自分の健康状態を入力。教員は入力状況を見て、日々の健康状態や経過観察を把握。等
- (2) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
- (3) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と席が離れている 等
- (4) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- (5) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
- (6) 清掃：机が一人だけ運ばれない、当番を押し付けられる 等
- (7) 委員会・クラブ活動：仕事を無断で休む、雑用や仕事を押し付けられる、ペア・グループで活動しない 等
- (8) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月、9月、1月（年3回実施）
※上記以外の月については、「上木っ子なかよしアンケート」（校内版簡易アンケート）を全学年で月末に実施する。
- (2) アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。
面談した児童について、記録を取り保存する。
- (4) アンケート結果の保存：卒業まで保存する。
※「上木っ子なかよしアンケート」（校内版簡易アンケート）については、心配な記述があったもの、面談を実施したものについては、1年間保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケート（上木っ子なかよしアンケート）を毎月（「心と生活のアンケート」実施月を除く）実施し、「いじめに係る状況調査」に反映させる。（1年生は6月より開始）
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談日の実施

- (1) 毎月、教育相談日を設定し、年間13回実施する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① 教育相談主任を中心とした連絡体制の充実
 - ② 大原中学校さわやか相談室との連携

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：学校評価アンケートの対応項目と兼ねて実施。

- (2) アンケート結果の活用 : いじめ防止対策委員会等で情報共有、対応を検討する。
アンケート結果に応じて、保護者（児童）と面談を行う。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員：民生児童委員・学校連絡会の開催
(2) 防犯ボランティア：防犯ボランティア連絡会議の開催
(3) 学校評議員：学校運営協議会の開催

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反しえることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は、
 - ・・・ 情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
 - 構成員を招集し、いじめ防止対策委員会を開催する。
- 教頭は、
 - ・・・ 校長を補佐し、いじめ防止対策委員会を運営する。
- 教務主任は、
 - ・・・ 各担当者間の調整を図る。
- 担任は、
 - ・・・ 事実の確認のため、情報収集を行う。
 - いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
 - いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、
 - ・・・ 担当する学年の児童の情報収集を行う。
 - 担当する学年の情報共有を行う。
- 学年主任は、
 - ・・・ 担当する学年の児童の情報収集を行う。
 - 担当する学年の情報共有を行う。
 - 校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主任は、
 - ・・・ 児童の情報を把握できる体制づくりをする。
 - 児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
 - 校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、
 - ・・・ さわやか相談員、スクールカウンセラーとの連絡調整を図り、外部機関との連携を行う。
- 特別支援教育コーディネーターは、
 - ・・・ 問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、
 - ・・・ 保健室への来室児童より情報収集を行う。
 - 当該児童に関する情報共有を行う。
- 委員会・特別活動の担当は、
 - ・・・ 普段の様子との違いがないか注意し、情報収集を行う。
- さわやか相談員は、
 - ・・・ 児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、
 - ・・・ 専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、
 - ・・・ 家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、ただちに学校と連携する。
- 地域は、
 - ・・・ いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成20年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。
 - ア) いじめ防止対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ防止対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ防止対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見、早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応能力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

○学校いじめ防止対策基本方針の周知徹底 : 「上木っ子のやくそく」等と合わせて、年度の初めに周知徹底を行う。

(1) 「わかる授業を進めること」

- 授業規律：「生徒指導マニュアル」を活用し、授業規律について、校内のきまりを全職員で共通理解を図る。
- 学校課題研修：学校課題研修において、教材研究、教材開発を行っていく。

(2) 生徒指導・教育相談に係る研修

- 児童生徒理解研修：生徒指導に関する会議を行い、配慮を要する児童についての情報共有、当該児童に関する連携の確認を行う。

- 生徒指導上のきまりの確認：「生徒指導マニュアル」の扱い方、教育相談・個別の指導計画の作成について、生徒指導上のきまり、いじめ対応についての基本事項の確認を行う。
- 夏季研修会：生徒指導協議会の伝達、事例研修、面接法（ゲートキーパー）等の生徒指導・教育相談における技能向上を図る。
- （３） 情報モラル研修：ネットいじめ、携帯・パソコンの扱い等、情報モラルについての理解を図る。
- （４） 人権教育研修：身近な人権差別について、DVD教材を利用して、職員の人権意識の向上を図る。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- （１） 検証を行う期間：各学期とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ防止対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- （１）「取組評価アンケート」の実施時期：学校評価アンケートの対応項目と兼ねて実施。
- （２）いじめ防止対策委員会の開催時期：6月、11月、2月開催
- （３）校内研修会等の開催時期：学校いじめ防止基本方針、授業規律、生徒指導のきまりに関する研修

研修	4月（職員会議）
児童理解研修（生徒指導に関する会議）	5月
人権教育に関する研修	8月（夏季研修会）
生徒指導に関する研修	8月（夏季研修会）
ゲートキーパー研修	8月（夏季研修会）